

日 時：平成25年6月5日（水） 午後2時00分～午後2時30分

場 所：北見市市議会 第2委員会室

出席者：坂本委員、鈴木委員、岡崎委員、小林委員、佐藤(芳)委員、不破委員、吉田委員、福田委員、
信田委員、藤田委員、佐藤会長

(事務局) 皆川保健福祉部長、平野保健福祉部次長、三樹子育て支援推進室長、
大栄社会福祉課長、土井子育て支援推進室主幹、堀越保育課長、
和泉社会福祉課総務担当係長、持田課員

欠席者：宮村委員、江野委員、堀口委員、稲村委員、高橋委員、三宅委員、古屋委員、平野委員、
大西委員

会議次第：

1. 委嘱状交付式
2. 市長あいさつ
3. 委員自己紹介
4. 報 告
 - 1) 子ども・子育て支援新制度について
 - 2) 東相内地区認定こども園について
5. その他

事務局（大栄課長） それでは定刻になりましたので、会議を始めたいと存じます。

開 会（佐藤会長） 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
当審議会会長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただ今から、平成25年度第1回北見市社会福祉審議会を開会いたします。
会議に先立ちまして、市長が他公務のため副市長より新しく当審議会の委員になられました方に委嘱状を交付させていただきたいと存じます。

委嘱状交付（佐藤会長） 委員の皆様には、お席にてお待ちいただくことをお願ひいたします。

…………… 委嘱状交付（副市長より小林委員へ交付） ……………

副市長挨拶 ～ 副市長が席に座る前に～
ここで、塚本副市長よりご挨拶を申し上げます。
副市長、よろしくお願ひいたします。

…………… 副市長挨拶 ……………

ありがとうございました。

自己紹介（佐藤会長） それでは、会議に入らせていただきますが、本日は平成25年度初めての会議でございますので、改めて委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

…………… 委員自己紹介（佐藤会長から順次挨拶） ……………

ありがとうございました。

事務局紹介（佐藤会長） 次に、当審議会の事務局であります保健福祉部職員の自己紹介をさせていただきます。

- ・保健福祉部 部長の皆川でございます。
- ・保健福祉部 次長の平野でございます。
- ・保健福祉部 子育て支援推進室長の三樹でございます。
- ・保健福祉部 社会福祉課長の大栄でございます。
- ・保健福祉部 保育課長の堀越でございます。
- ・保健福祉部 子育て推進室主幹の土井でございます。
- ・同じく、社会福祉課係長の和泉、課員の持田でございます。

（佐藤会長） 公務の都合上、副市長につきましては、ここで退席させていただきますこととお許しをいただきたいと思います。

次に会議の成立について、事務局より報告をいたします。

会議の成立（和泉係長）

本日の出席委員数は、20人中11人です。

宮村委員、江野委員、堀口委員、稲村委員、高橋委員、三宅委員、古屋委員、平野委員、大西委員は、所用のため欠席される旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

審議会条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

以上であります。

報告案件（佐藤会長）

それでは、本日の報告案件を議題といたします。

まず、初めに 1)『子ども・子育て支援新制度について』を説明願います。

（土井主幹）

…………… 資料に基づき土井主幹説明 ……………

それでは私から、「子ども・子育て支援新制度について」
お手元の資料に基づき説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

はじめに、「1. 子育てをめぐる現状と課題」についてですが、我が国においては、急速な少子化の進行に加え、核家族化や高齢化、人間関係の希薄化（きはくか）などにより、家庭や地域での子育て力が低下している状況下にあると言われております。

また、子育て支援に係る制度と財源についてですが、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省と縦割りで、制度的にも複雑になっています。

こうした課題を解決し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」や、「保育の量

(土井主幹)

的拡大と確保」、さらには、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るため、資料では、「2. 新制度の概要」に移りますが、「子ども・子育て関連3法」が、昨年8月に公布され、新制度が、平成27年度に本格施行となる予定です。

新制度の主な内容ですが、「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援」するもので、子ども・子育て家庭への支援のほか、幼保一体化として、学校及び児童福祉施設として、法的に位置付けられた新たな幼保連携型認定こども園制度のスタートが予定されています。

また、「新たな一元的システムが構築」され、基礎自治体として、市町村が実施主体となるほか、「社会保障と税の一体改革」の中で、財源が確保され、この新制度に充てられる見込みであり、国及び地方の恒久財源の確保を前提とした社会全体による費用負担となり、政府の推進体制と財源が一元化されることとなります。

さらに、国では、子ども・子育て会議を設置し、子育て当事者や、子ども・子育て支援に関する事業者、有識者や事業主代表などが、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みを構築しているところでもあります。

資料の2ページをお開き願います。

「3. 給付・事業の全体像」についてであります、
図・左側の施設型給付や地域型保育給付などの「子ども・子育て支援給付」と
図・右側の延長保育事業や妊婦検診などの「地域子ども・子育て支援事業」があり、「施設型給付」では、これまで所管が分かれていた保育所、幼稚園、認定こども園に対する給付について、一元化され、「地域型保育給付」では、小規模保育等への新たな給付制度が創設されるところです。

次に、「4. 認定こども園制度の改正」についてであります、
従来より、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの類型があり、《現行制度》の幼保連携型では、幼稚園は、学校教育法で文部科学省が、保育所は児童福祉法に基づく認可で、厚生労働省の所管となっております。

図では、矢印の右の《改正後》になりますが、認定こども園法の改正に伴い、新制度における幼保連携型認定こども園では、認定こども園法に基づく認可であり、財政措置についても内閣府が所管し、施設型給付として1本化されることになり、その他の類型（るいけい）についても施設型給付として、1本化されることとなります。

なお、現在、運営がなされております幼稚園及び保育所については、認定こども園への移行は、義務付けされるものではありませんので、現在のままの運営形態を維持することも可能となります。

資料の3ページをご覧ください。

次に、「5. 市町村の役割」ですが、市町村は、新制度への移行に向けて、今後、国から示されます「基本指針」に基づき、地域の保育需要等を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

(土井主幹)

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定するもので、「地理的条件、人口、交通事情などを勘案して定める圏域を設定」し、「幼児期の学校教育・保育、子育て支援事業に係る需要量の見込み」や「支援事業等に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期」を明らかにしたうえで、「幼保一体化を含む、子ども・子育て支援の推進方策」などを纏めた5年を一期(いっき)とするものであります。

また、計画策定にあたっては、子ども・子育て支援法において、条例の定めるところにより、「合議制の機関を置き、その意見を聴かなければならない」とされており、また、北見市版の「子ども・子育て会議」を設置することとなります。

この「子ども・子育て会議」ですが、教育・保育施設や、特定地域型保育事業の利用定員を定める場合のほか、市町村計画を策定・変更する際、この会議に諮るほか、策定後の計画について、継続的に点検・評価・見直しを行うなどの役割を担っていただくこととなります。

構成については、国の子ども・子育て会議が、「事業主を代表する者」、「労働者を代表する者」、「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」、「子どもの保護者」及び「学識経験者」などでの構成でありますので、本市においても国の構成を参考にし、広く意見をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、「6. 新制度施行までのスケジュール」についてであります。現在、国においては、新制度施行に向け、様々な内容について、国の子ども・子育て会議の中で、検討が行われているところであります。本市においては、今後、国から示される基本指針などに基づき、準備を進めてまいりたいと考えており、今後、取り組む内容について記載しております。

今年度、本市においては、北見市版の子ども・子育て会議を立ち上げ、ニーズ調査を行う予定です。

この調査結果を踏まえ、教育・保育に係る、子ども・子育て支援事業の「量の見込み」のほか、子ども・子育て支援事業計画案について、検討を行う予定です。

これら今年度に予定する事業の関係経費及び法に基づき設置する北見市版の子ども・子育て会議の設置に係る条例案について、第2回定例市議会での提案を予定しております。

平成26年度は、教育・保育、子ども・子育て支援事業の「確保方策」などについての検討を行い、国が定める公定価格を踏まえ、費用・利用者負担等を設定し、保育の必要性や支給に係る認定基準のほか、施設の認可・確認基準を設定したうえで、子ども子育て・支援事業計画の策定を行うものです。

また、市町村では、保育の必要性の認定や施設の確認、給付の請求に係る審査・支払い等の事務を行うこととなりますが、国が構築する管理システムにアクセスし、国などが定める情報の報告や共有化が見込まれますことから制度管理システムの導入についても検討を行い、必要に応じて導入を図りたいと考えており、これらの手続きを終えた上で、平成27年度からの新制度施行に向けての事務作業を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

(佐藤会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

…………… なし ……………

ご意見等がございませんので『子ども・子育て支援新制度について』の報告を了としてよろしいでしょうか。

…………… はい ……………

次に 2)『東相内地区認定こども園について』を説明願います。

(堀越保育課長) …………… 資料に基づき堀越課長説明 ……………

保育課長の堀越でございます。

東相内地区認定こども園につきまして、私から、お手元に配付させていただいております、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

資料、4ページをご覧ください。

東相内地区では、現在、就学前児童の保育・教育施設といたしまして、東相内季節保育所と北見大谷幼稚園の2施設がございます。

両施設ともに、近年の少子化傾向を受け、受け入れ児童数については、資料中段にお示しさせていただいておりますとおり、減少傾向にある中、地域における今後の少子化への対応については、地域全体の課題と位置づけ、連合町内会を中心に検討が行われてきた経過がございます。

施設を運営する東相内季節保育所運営委員会と学校法人北見大谷学園との協議を経て、両者より幼保一元化に向けて、認定こども園への移行を目指したいとの報告があり、現在の北見大谷幼稚園の園舎を一部改修し、新たに保育園機能を整備し、幼保連携型認定こども園として平成26年4月1日の開設を目指すものでございます。

幼保連携型認定こども園へ移行後の定員でございますが、幼稚園部分につきましては、現行どおりの100名、新たな保育園部分の定員については、0歳から2歳までとし、定員は20名を予定しているとお聞きしております。

なお、両施設の児童数の推移、並びに今後のスケジュール等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(佐藤会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

…………… なし ……………

ご意見等がございませんので『東相内地区認定こども園について』の報告を了としてよろしいでしょうか。

…………… はい ……………

その他（佐藤会長）

次に、その他として委員の皆さんから何かございませんか。

…………… なし ……………

事務局から何かございませんか。

…………… なし ……………

閉会（佐藤会長）

本日の議事は以上でございます。

これにて「平成25年度 第1回北見市社会福祉審議会」を終了いたします。
長時間にわたりご苦勞様でした。